

令和5-6年度建築BIM加速化事業 における要件緩和、制度の拡充について

令和4-5年度建築BIM加速化事業の要件を見直し、制度の拡充を行った内容は以下になります。

- 1** 面積要件・階数要件が廃止され、規模によらず補助金の活用が可能です。
- 2** 新築プロジェクトに加え、既存建築物の改修に係るプロジェクトも新たに支援対象とします。
- 3** 協力事業者が、プロジェクトの実施に係る環境整備をBIMコーディネーターに直接委託する場合も、1事業者当たり100万円を上限に支援対象とします。
- 4** 協力事業者が実施するBIMモデル作成以外の代表事業者のBIMマネージャーとの調整等に要する費用も、1事業者当たり100万円を上限に支援対象とします。
- 5** BIMソフトウェアや関連機器の購入費、CDE環境構築・利用費、BIM講習の実施費用を代表事業者が負担し、協力事業者に現物給付又はサービスの提供を行い、**協力事業者が自ら補助対象経費を負担しない場合でも、協力事業者の要件を満たします。**

補助金の活用をご検討の事業者は、まずは、プロジェクトの代表事業者の登録をお願いします (その後のプロジェクト等の変更は可能です)

事業者登録 令和6年1月22日～12月24日

交付申請 令和6年4月 1日～12月31日

完了実績報告 令和6年12月1日～令和7年2月28日
(完了実績報告までの成果に応じて補助金額が決まります)

お問合せ先

建築BIM加速化事業実施支援室
03-6803-6754

詳細情報

[https://
r5-6bim-shien.jp/](https://r5-6bim-shien.jp/)

